

＜申請書受付後の流れについて＞

- ・今年度の貸与台数は20台です。(先着順)
- ・貸与の可否を決定通知書でお知らせします。
貸与決定した方には、「自動通話録音機貸与決定通知書」内で、機器の引き渡しについてお知らせします。

＜自動通話録音機の注意事項＞

- ・一般家庭用のアナログ2線式（アナログ回線／PBX回線／INS回線／IP回線）に対応していますが、ガス警報装置、警備会社等の通報サービスを受けている場合、自動通話録音機を接続できないことがあります。
- ・ダイヤル電話には対応していません。
- ・ボイスワープの無応答転送機能はご利用いただけなくなります。
- ・貸与の期間は3年間です。最初の1年はメーカーの保証による修理対応となり、それ以降は利用者負担による修理対応となりますのでご了承ください。
- ・貸与期間中に必要としなくなった時（転出等）は、速やかに返却してください。
- ・貸与期間（3年）を経過した自動通話録音機は譲渡となります。

ご不明な点等ございましたら、お問い合わせください。

協働推進課 防災防犯係
042-588-5067（直通）